

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	9-1
処分の種類	第一号対象事業者の指定の解除			
根拠法令条例等・条項	畜産経営の安定に関する法律第13条第1項			
処分の概要	第一号対象事業者が同法に規定する指定基準に適合しなくなった時、不正な手段により指定を受けたことが判明した時、指定解除の申し出があつた場合に指定を解除する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】畜産経営の安定に関する法律第13条第1項</p> <p>第十三条 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。</p> <p>一 第十条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。</p> <p>二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。</p> <p>三 指定の解除の申出(指定生乳生産者団体にあつては、総会の議決を経てされたものに限る。)があつたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			